

盛岡市監査委員告示第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 28 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菅 原 和 彦
同	小 山 田 正 美
同	八 木 橋 美 紀

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 30 年 11 月 30 日付け 30 盛監第 43 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 商工観光部，建設部，議会事務局に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

30 盛経第 141 号
平成 31 年 1 月 23 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 11 月 30 日付け 30 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 商工観光部経済企画課）

行政財産使用料の債権管理に当たり、不納欠損処分が遅延している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

未納となっている行政財産使用料については時効となっていることから、不納欠損処分を行った。

また、課員には債権管理業務を行ったことが無い者も多数いることから、課内研修において、債権の種類や時効、債権管理台帳の整備の必要性について研修を行った。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、本債権が公債権であるという認識がありながらも、債権管理については担当者等が十分に理解していなかったため、時効期間を認識していなかったことと、債権管理台帳を整備していなかったため、当該債権の管理が適正に行われていなかったことによるものである。

今後は、定期的に債権に関する課内研修を行い、適正な債権管理を行うことで再発防止に努める。

平成 31 年 1 月 22 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 小山田 正美
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 11 月 30 日付け 30 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 建設部道路管理課）

(1) 物品の購入に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

ア 複数の発注分をまとめて支払っているもの

イ 事実と異なる日付で支出負担行為兼支出命令書を起票しているもの

ウ 納入時の検査が適正に行われていないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容 指摘事項(1)について

物品購入事務を実施する際には、盛岡市財務規則等関係規定に基づき、適正な事務を執行するよう指導するとともに、今後の事務執行体制及び相互チェック体制について課内研修会で周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容 指摘事項(1)について

原因は、職員の会計処理の認識が不十分で、本来の事務処理を誤認していたこと及び、事務執行のチェックが不十分であったこと等によるものであった。

今後は、複数の職員による事務執行体制の確立及び確実なチェックを行い再発防止に努める。

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 11 月 30 日付け 30 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（建設部道路建設課）

- (1) 私人への歳入の徴収事務の委託の実施に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 工事請負契約に当たり、出来形不足が発生している事例が見られたので、適正な工事監督業務の遂行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

私人への歳入の徴収事務の委託の実施に当たり、適正な決裁権者の決裁について課員全体に周知徹底を図り、改正された市長内部部局専決及び代決に関する規程について共通認識を確認した。更に課内研修会を実施し、課員全体に周知徹底を図ることとした。

イ 指摘事項(2)について

工事請負契約に当たり、出来形不足が発生した事例を受け、「工事等に係る事務改善計画」及び「工事等に係る事務改善計画の運用」が改定されたことから、変更工事に係る中間調査の義務化、及び監督員の複数制による役割の明確化について課員全体に周知徹底を図った。また、定期的に課内研修を実施していくこととした。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、担当者及び決裁経由者とも市長内部部局専決及び代決に関する規程の通常の委託業務に係る委託料の支出負担行為の決裁区分により判断していたことによる。

今後は、平成 30 年 11 月に改正された現在の規程を含め各種事務処理について課内研修を行いながら適切な事務執行に努め、相互確認を徹底することにより再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、工事請負契約約款第 9 条 4 項にある監督員の指示や現場代理人の報告が適切に行われなかったこと及び請負工事監督員要領第 3 にある監督職員の責務が適切に行われていなかったことによる。

なお、課としても監督職員への適切な指導が不足していたことから、今後は、「工事等に係る事務改善計画」及び「工事等に係る事務改善計画の運用」を着実に実施するために課内研修を行い、再発防止に努める。

平成 31 年 1 月 24 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 11 月 30 日付け 30 盛監第 43 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 建設部河川課）

業務委託契約に当たり、当初設計内容が不十分な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

業務委託契約等における当初設計の十分な検討がなされるよう、課内研修を実施し、課員への周知徹底を図った。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、業務委託契約における当初設計時において、全体の業務計画及び現場状況を踏まえた設計検討が十分に行われず、課内の確認等が不足したことによる。

今後については、業務委託契約等の設計検討時において、課内の複数職員による確認等を徹底するとともに、随時の課内研修を実施し、再発防止に努める。